平成２４年（フ）第６７９１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番106―105号
債務者　松波加代子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９４号
大阪市生野区巽中１丁目８番６―206号
債務者　川嶋　寿子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０１号
大阪市東住吉区北田辺３丁目３番21―209号
債務者　福井　勇夫
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０２号
大阪市西区千代崎１丁目25番11号　フローラルハイツ601、前住所大阪市西区新町１丁目22番21号　新町ハイツ305
債務者　岩﨑　晴彦
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０６号
大阪市平野区加美東７丁目３番21号　ローズバッドフラット502号
債務者　里山　貴彦
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６号
北海道勇払郡安平町安平675番地19
債務者　國分　　浩
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５００号
福岡市東区馬出５丁目36番15号
債務者　西川　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０１号
福岡市東区馬出５丁目36番15号
債務者　西川　幸平
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０８号
福岡市東区香椎駅東４丁目53番10―107号
債務者　池村　輝子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１８号
福岡市早良区四箇田団地５番809号
債務者　室井　富子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０３号
福岡市南区中尾１丁目25番32―302号
債務者　城下　慎也
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５０号
福岡市早良区高取１丁目３番23―803号
債務者　水上　洋子（旧姓日隈）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６１号
福岡市東区美和台５丁目５番７―201号
債務者　八尋美由紀（旧姓野瀬）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８１号
福岡県福津市東福間８丁目３番24―201号
債務者　北岡いるみこと　金　　一美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０９号
愛知県半田市住吉町３丁目98番地　エクセルハイム宮路302号
債務者　大宮　政子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２５号
名古屋市港区新茶屋４丁目2602番地
債務者　竹田しのぶ
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６号
青森県黒石市緑町１丁目41番地
債務者　高木　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３７５号
愛知県小牧市中央２丁目198番地　濃尾開発ビル４－Ａ号
債務者　加藤　光浩（旧姓唐澤）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部